

会 議 概 要 書

審議会等の名称	令和4年度 第1回磐田市入札監視委員会																			
担当部課名	総務部 総務課																			
会議の開催日時	令和4年10月17日(月) 午前10時10分～午前11時20分																			
会議の開催場所	磐田市役所 本庁舎4階 大会議室																			
出席者	<p>【出席委員】</p> <p>委員長 堀川 知廣(静岡産業大学 学長) ※令和4年4月1日～</p> <p>委員 阿部 卓実(弁護士)</p> <p>委員 鎌田 将行(公認会計士)</p> <p>委員 村上 勇夫(自治会連合会 会長)</p> <p>委員 平谷 均(磐田商工会議所 専務理事)</p> <p>【事務局】</p> <p>総務部長、総務課長、総務課長補佐、総務課主査 2名</p> <p>【抽出案件説明担当課】</p> <p>契約検査課(3)、上下水道工事課(3)、建築住宅課(2)、都市整備課(2)、農林水産課(1)</p>																			
議題	<p>1 発注工事に係る入札方式別の概要について</p> <p>2 抽出事案の審議について</p>																			
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表 ・入札方式別発注工事一覧表 ・抽出事案説明書 																			
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月1日～令和4年6月30日までに市が発注した97件の工事等に係る入札等契約手続きの運用状況報告 ・抽出案件5件についての審議 																			
抽出事案	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>工事名</th> <th>入札等方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>海老島21号線老朽管更新工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公共下水道補助1号管渠工事(磐田工区)</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>竜洋しおさい風力発電所「風竜」解体工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特環下水道単独3号管渠工事(豊田工区)</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)その3</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工事名	入札等方式	1	海老島21号線老朽管更新工事	制限付き一般競争入札	2	公共下水道補助1号管渠工事(磐田工区)	制限付き一般競争入札	3	竜洋しおさい風力発電所「風竜」解体工事	制限付き一般競争入札	4	特環下水道単独3号管渠工事(豊田工区)	制限付き一般競争入札	5	磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)その3	随意契約
No.	工事名	入札等方式																		
1	海老島21号線老朽管更新工事	制限付き一般競争入札																		
2	公共下水道補助1号管渠工事(磐田工区)	制限付き一般競争入札																		
3	竜洋しおさい風力発電所「風竜」解体工事	制限付き一般競争入札																		
4	特環下水道単独3号管渠工事(豊田工区)	制限付き一般競争入札																		
5	磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)その3	随意契約																		
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙のとおり																			

1. 海老島21号線老朽管更新工事	
質問	回答
<p>Q1 (阿部委員)</p> <p>9者が最低制限価格で並んでおり、本件の落札率が88.28%となっている。昨年度でみると、上水道工事は全体で24件あり、落札率は、88.3%。今年度(1月から6月)は12件あり、88.14%となっている。中身を見ていないので分からないが、上水道工事というのは、殆ど最低制限価格で落札する傾向にあると思われる。その辺りの理由は?</p>	<p>A1</p> <p>工事入札において、国、県、また、当市の考えとして、金額を出来る限り安く入札することで、元請業者の下請け業者いじめや賃金の支払いができなくなる等を防ぐため、最低制限価格等を設け入札している。当該工事の予定価格については、2,000万円ほどであるが、最低制限価格制度については、予定価格5,000万円未満の工事入札に適用している。水道工事の場合は、落札率は88%台であるが、ほとんど最低制限価格での落札となっている。水道工事の予定価格が積算段階において、標準的な積算基準があり、また、管の材料単価等についても公表されていることから、入札参加業者が工事を落札しようとした場合、最低制限価格を算出し、その価格で入札しているという状況である。国、県、当市において、安ければ良いという流れには沿っておらず、最低制限価格での抽選となるケースが多くなっている。</p>
<p>Q2 (阿部委員)</p> <p>(最低制限価格となるということは) 予定価格が高すぎるという考え方もあると思うが、予定価格についても基準に則り決定しているのか?</p>	<p>A2</p> <p>県、国から標準的な積算基準が示されており、それに基づいて行っている。単価についても多くが公表されており、水道工事の場合、このような状況となっている。</p>
<p>Q3 (鎌田委員)</p> <p>実態として、積算を取扱う業者がいるのか?</p>	<p>A3</p> <p>そのとおりである。ソフトが販売されており、より正確な積算ができることとなっている。</p>
<p>Q4 (村上委員)</p> <p>同額の場合、総合評価制度を加味しないのか?</p>	<p>A4</p> <p>予定価格5,000万円未満の場合に最低制限価格制度としている。水道工事の場合で、5,000万円を超えるものについては、総合評価落札方式(以下「総合評価」という。)を採用している。総合評価の場合、価格と価格以外の要素を評価値として評価するため、値がばらけ、くじ引きはより無くなる。すべての案件について総合評価で、という考</p>

	えがあるが、総合評価は、時間と手間がかかり、入札を迅速に終わることができない課題がある。
--	--

2. 公共下水道補助1号管渠工事（磐田工区）	
質問	回答
<p>Q1（平谷委員）</p> <p>入札の申立てが2者しか無かった理由、また、事案4も同様の工事だが、評価点に違いがある理由は何か？</p>	<p>A1</p> <p>本市において、総合評価の目標件数が年間30本である。下水道、水道、土木工事等の工種があるが、Bランク業者にも総合評価を当てはめていこうということで、任意で選んだものが、この事案となる。事前に自身の評価点分かるため、諦めて参加しないという現状がある。今後どうしていくか考えたい。この2者については、年間完成工事高がBランクの中では多い会社である。会社組織もしっかりしており、評価点が高い傾向となっている。評価点の中には、配置技術者による点数を加点することになっているが、工事ごとに、配置技術者が違うので、それに基づいて評価点数が変化することになる。また、工事の実績として発注工事と同種の実績を持っているかでも加点があるので、少しでも施工延長が違ってくると、実績の有無で点数が変わることもある。価格のみで落札とならないところが総合評価の良い点である。</p>
<p>Q2（平谷委員）</p> <p>全体で30本ほどということだが、Bランクについては、評価点が事前に分かってしまうので手を挙げないということだが、制限付き一般競争入札は参加できるが、総合評価については参加しないとなると、入札の参加機会が減ることにならないか。ゆくゆくは全て総合評価にしていく、ということであれば分かるが、どのように考えているのか？</p>	<p>A2</p> <p>総合評価は、入札時点での品質確保には良い制度だが、どんなに小さな工事でも、評価点を出すこととなり、市、業者ともに資料作成等に時間を費やすことになる。本市では、県の委員会を活用している。この承認も必要である。また、業者に評価点を出すための資料提出を求めるが、それにより、入札までの期間を通常よりも1週間ほど長くしている。また、市の事務局で、提出資料から評価点を算出するにも時間を要している。過去、1本から始め、10何年かけて現在の30本ほどとなっている。今後増やしていきたいと思うが、手続を簡素化等改善しないとできない。</p>

Q3 (鎌田委員)

本事案の場合、総合評価で、2者のみの参加ということだが、総合評価以外の場合だと応募の件数が多くなるのか。また、1つ目の事案が最低制限価格制度に対し、本事案は、低入札価格調査制度で入札を行っているが、本事案における失格基準価格とはどういう性質のものか？

Q4 (阿部委員)

本事案については、総合評価であるが、前回の委員会において、予定価格が5,000万円以上の土木、下水、水道工事、また、予定価格が1,000万円以上の舗装工事について総合評価を採用していると説明を受けた。本事案は、5,000万円以下でBランクにも当てはめられたものであるが、逆に5,000円を超えていても総合評価でないものもあるのか？5,000万円以下であっても総合評価を採用しているものがあるのか？

Q5 (阿部委員)

(入札方式別発注工事一覧表のNo. 78、No. 84)
5,000万円を超える下水道工事であるが、備考欄に「総合評価」と記載がない。基準にあてはまっているにも関わらず総合評価を行っていないのか？

A3

低入札価格調査制度については、総合評価を行う場合にも適用することとなっている。この制度は、調査基準価格未満になったとしても、市で調査し、大丈夫かどうかの段階を踏めるものである。一度に失格となるものが、最低制限価格制度（その価格未満で入札した場合、全て失格。）である。本事案に掲載がある失格基準価格も、その価格より低い入札価格については、調査前に失格とする価格である。予定価格5,000万円未満については、最低制限価格制度で実施。それ以上は、低入札価格調査制度としている。なお、価格競争入札でない総合評価の入札参加者は、少なくなる傾向となっている。

A4

総合評価を採用しているのは前回の説明のとおりである。それ以外のものについては、例えば、建築、電気工事、ポンプ設備工事などは、金額が上回ったとしても、特殊な工事なので、出来ていないというのが現状である。本市では、県の委員会が、土木系の委員会となるため、建築系が使えないこと。建築の場合、特に時間がかかるようで、本市が施工したい時期に間に合わせる事が出来なく、評価も時間が掛かる。なお、今、本市が使っているのは、総合評価といっても簡易型（どのようなことを行っていれば何点加点という分かりやすい点数の付け方。）のものであるが、本当の総合評価は、業者からの技術提案を受け、その提案内容も評価するものになる。それを標準型というが、本市ではそれを採用していない。それは、1億5,000万円以下の金額が高くなく、技術提案を求める必要がない工事が殆どであるためである。

A5

総合評価とは別に、優良な点数を取った業者（過去5か年度に工事成績が84点以上を取得。）に対し、インセンティブを与える入札にも取り組んでいる。年間8件程度の工事、そのうち下水道のAランクについて2件実施した。

<p>Q6 (阿部委員)</p> <p>一般のものと総合評価との中間という位置付けになるのか？</p>	<p>A6</p> <p>いろいろな制度を組み合わせ入札を実施している。</p>
---	--

3. 竜洋しおさい風力発電所「風竜」解体工事	
質問	回答
<p>Q1 (村上委員)</p> <p>本事案の落札率は、73.49%で、発注工事全体をみると80%を下回っている工事はかなり少ないが、73%台で落札した理由と失格者(3者)の理由は何か？</p>	<p>A1</p> <p>低入札価格調査制度は、入札額が調査基準価格よりも低かった場合は、調査して落札者を決定できる制度である。入札価格自体で失格とするものが、失格基準価格(本事案の場合8,391万円)である。したがって、この価格よりも低い業者が失格となっている。この価格というのは、調査基準価格の8割であり、落札率は70%くらいになる。失格となっていない業者を調査し問題ないということで決定したものである。低入札ではあるが、ダンピングまではしていないという判断のもと契約をした。</p>
<p>Q2 (阿部委員)</p> <p>公表されている総合評価の調査基準価格の計算式(中央公契連モデル)と最低制限価格というときの計算式は、同じものなのか？</p>	<p>Q2</p> <p>同じである。</p>
<p>Q3 (阿部委員)</p> <p>失格基準価格は調査基準価格の80%でよいのか？</p>	<p>A3</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>Q4 (阿部委員)</p> <p>本事案の場合、予定価格が1億2,573万円で、調査基準価格は1億480万円と記載があり、その8割というと8,384万円になると思うが、実際の失格基準価格は8,391万円となっている。丁度8割になることはないのかも知れないが、どうしてこの価格となったのか？</p>	<p>A4</p> <p>端数処理の関係で一致していない。調査基準価格の計算段階では、端数を入れた価格で計算しており、それに8割を掛け失格基準価格を決定している。</p>

<p>Q5 (阿部委員) 業者のソフトも関係している？</p>	<p>A5 予定価格を基に積算を行うが、単純に算出した予定価格に何割掛ければ調査基準価格になるというわけではない。しっかり積み上げないと計算できないようになっている。単純に公表されている予定価格だけで計算したり、考慮せず端数処理している業者さんは間違えることになる。</p>
<p>Q6 (阿部委員) 本事案は、かなり金額が大きい解体工事で、解体工事については（金額が大きくなるので）、殆ど総合評価となると思うが、総合評価としたときに落札率が下がる傾向がある。最低制限価格と調査基準価格がイコールで、その下に失格基準価格が設定されているが、本当に争うときに失格基準価格のところでの争いとなるため結果的に落札率が下がるのではないか？解体工事の場合、全体として昨年の落札率が74%くらいで、今年も77%くらいとなっており、他の工事より10%低くなっている。構造的な問題があるのかも知れないが、どう捉えているか？</p>	<p>A6 総合評価の場合、評価値を計算するにあたり、入札価格が、調査基準価格未満になった場合、自分が入れた入札価格ではなく調査基準価格で計算するようになっており、高くなるようにしている。（評価値が低くなるようにしている。）あくまでも調査基準価格までしか評価をあげない、というのが、総合評価である。解体工事の場合、総合評価を使ってはいない。実際、解体であり、品質を求める構造物ができるわけではない。会社がしっかりしているかがポイントになる。</p>
<p>Q7 (阿部委員) 解体工事は、低入札価格調査制度だけを入れているから許される最低ラインのところ、入札し落札率が下がるということか？</p>	<p>A7 解体工事でも金額が大きいものもあれば、小さい市営住宅を解体するといった安いものもある。最低制限価格制度を使っている解体工事もある。本市の場合、予定価格が5,000万円以上の場合に低入札価格調査制度を使うため、結果としてこのような現状となっている。</p>
<p>Q8 (阿部委員) 本事案における入札参加資格は、「静岡県西部地域に主たる営業所または営業所を有する者であること」となっているが、入札参加資格9者のうち市内業者は何者か？</p>	<p>A8 石川建設㈱の1者のみである。本市は、市内業者優先を図っているが、本事案の場合、金額が大きい工事であったため、参加対象となる市内業者は、3者しかいないため、範囲を県西部まで広げたものである。</p>

4. 特環下水道単独3号管渠工事（豊田工区）	
質問	回答
<p>Q1（鎌田委員）</p> <p>事案2と事案4の下水道工事についてみると、調査基準価格が入札参加者の入札価格と一致しており、事例3の解体工事の場合は、調査基準価格並みに出しているところと、失格基準価格すれすれで出しているところがある。下水道については、例えば、評価点が低いところで、失格基準価格に近い価格で出してきた場合、全くとれないという計算になるのか？</p>	<p>A1</p> <p>本事案の場合、評価点については、100点が標準点で、15.6点が加算点（落札業者）となる。合計した115.6点を入札価格（千円単位）で割り込んで1,000倍すると4.9529（評価値）となる。2,334万円を下回ると2,334万円の値となる。例えば、これよりも高い入札額でも、評価点がとても良ければ逆転も有り得る。</p>
<p>Q2（鎌田委員）</p> <p>うがった見方をすると、下水道に関しては、この価格帯は決まった2者で受けて、低い金額の工事については、ほかの業者が受けるという談合のようなことが生じないか？</p>	<p>A2</p> <p>すみわけについては、AランクとBランクしかないが、Bランクのなかでのすみわけということであれば、評価点が高い業者が落札することになる。入札価格が低い業者ではない点が総合評価のやむを得ないところである。ただし、本市の場合は、調査基準価格以上に高い金額で入札しないとダンピングになりやすいので気を付けるようお願いしている。本当は、工事が出来る価格で入札してほしいところではあるが、落札するためには、市が算出した調査基準価格を出さなければいけないという実情も分かっている。今後も、調査基準価格は、上がっていく傾向にある。</p>

5. 磐田市海岸防災林整備（砂丘造成盛土）工事（福田工区）その3	
質問	回答
<p>Q1（阿部委員）</p> <p>前回の委員会において、海岸防災林整備工事は、土を出してくれる業者と契約したということで、本事案についても同様かと思う。発注工事一覧表のなかの随意契約方式の件数をみると、砂丘造成工事が3件、それ以外が3件となっているが、入札不適ということで全て地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない。）を根拠としてい</p>	<p>A1</p> <p>そのとおり全て第2号理由である。</p> <p>「競争入札に適さない」は、例えば、既に1者をプロポーザルにより特定しているなどで、契約は、地方自治法第234条で、一般競争入札、指名競争入札、あるいは、随意契約、せり売りにより締結するものとする、と決められており、プロポーザルはないことから、随意契約を行ったものである。</p>

<p>るということでしょうか？</p> <p>Q2（鎌田委員） 工区が分かれていると思うが、プロポーザルに参加する業者はどのように決めているのか？</p> <p>Q3（堀川委員長） （発注工事一覧表中）海岸防災林整備（砂丘造成盛土）工事（福田地区）が3件あるが、プロポーザルに㈱ナカヤと石川建設㈱は全てに参加したのか？</p>	<p>A2 手上げ式をお願いしている。4者を指名し参加する意思を確認して決定している。</p> <p>A3 参加しないものもあった。最近では、1者のみ参加というケースが多い。</p>
---	---